

第 3 期宮城県国民健康保険運営方針の変更への御意見及び県の考え方

No	該当（関連）箇所	御意見等の要旨	県の考え方
1	第 4 章 将来的な保険料 （税）水準の統一 に関する事項	「3 統一の目標年度」の【第 2 段階】について、令和 1 5 年度を目標年度としているように捉えられ、結果として令和 1 5 年度を目指した協議になりかねないことから、「完全統一の目標年度を令和 1 2 年度とする」とし、以降の「遅くとも令和 1 5 年度までの実現を目指す。」を削除するべきではないか。 仮に、令和 1 5 年度を完全統一の目標年度とするのであれば、条件を整えば令和 1 2 年度に前倒して統一する等の記載内容とするべきではないか。 また、ロードマップについても、令和 1 2 年度を目標年度として、改定すべきではないか。 【他、同様意見 4 件】	完全統一については、記載のとおり、令和 1 2 年度を目標年度とし、進めてまいります。また、今後策定するロードマップも、目標年度を令和 1 2 年度として作成を予定しており、令和 1 5 年度ありきで検討を進めていく考えはございません。 また、令和 1 5 年度を目標年度とし、早ければ令和 1 2 年度に前倒しする等の案も検討いたしましたが、令和 1 2 年度を希望する市町村が多数であったことから、目標年度を令和 1 2 年度に設定することとし、今回の記載内容としております。 しかしながら、これまでの協議の中で、令和 1 5 年度を希望する市町村もあることや、検討に長期間を要することが想定される等の慎重な声もあり、県といたしましては、市町村全体の意見に寄り添う必要があると考えております。また、完全統一に向けた各項目の議論が収束しない場合などのリスクにも備える必要があると考えております。今後、協議が長期化したり、不測の事態等が生じた場合には、ロードマップや目標年度の見直しを含め、市町村と協議を行う必要があることから、最終的に、完全統一の達成年度が更に先延ばしとならないよう、遅くとも令和 1 5 年度を最終年限としたものでございます。
2	第 4 章 将来的な保険料 （税）水準の統一 に関する事項	「1 統一に向けた基本的な考え方」の 4 行目、「『宮城県版』保険料（税）水準の統一」を目指すこととし」とあるが、第 1 段階として令和 8 年度から納付金ベースの統一を目指し、第 2 段階として令和 1 2 年度から保険料（税）水準の統一を目指す と解されることから、「目指す」を「実施する」としては如何か。	「1 統一に向けた基本的な考え方」の記述については、これまでの第 3 期運営方針の「宮城県版の保険料（税）水準統一」に係る内容や経過に関する記述であり、修正の必要はないと考えております。